令和6年7月10日制定

(趣旨)

第1条 この要項は、富山大学大学院理工学研究科博士後期課程(以下「本研究科」という。)の研究科共通科目における長期インターンシップの実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項に定める長期インターンシップとは、本研究科の授業の一環として学生が企業等において、長期間(3ヶ月以上)に渡り、実践力の育成を目的とした研究インターンシップを行うことをいう。

(申請)

第3条 長期インターンシップを履修しようとする者は、指導教員の許可を得て、理工学研究科長に申請するものとする。

(科目及び単位)

第4条 長期インターンシップは、研究科共通科目とし、「長期インターンシップ」として1単位を 認定する。

(期間)

第5条 長期インターンシップの実施期間は、原則として、3ヶ月以上とする。

(対象年次)

第6条 長期インターンシップの実施対象年次は、全学年次とする。

(事前指導)

第7条 長期インターンシップを履修する学生は、富山大学就職・キャリア支援センターが実施するマナー講習を受けるほか、指導教員のもとで研究内容に関する事前指導を受けるものとする。

(履修申請)

第8条 長期インターンシップを履修しようとする学生は,所定の期日までにインターンシップ届出書 兼履修票を五福高岡地区事務部理工系学務課に提出しなければならない。

(成績評価)

第9条 長期インターンシップの成績評価は、学生からの報告書に基づき本研究科部会が判定す

る。

(報告書)

第10条 長期インターンシップを終了した学生は、終了後、直ちにインターンシップ報告書を五 福高岡地区事務部理工系学務課に提出しなければならない。

(保険)

第 11 条 長期インターンシップを履修する学生は、学研災付帯賠償責任保険のインターンシップ・ 教職資格活動等賠償責任保険に必ず加入するものとする。

(社会人短期修了コース学生の特例)

第12条 社会人短期修了コース学生は,第8条及び第10条に示す提出書類の提出に代えて、職務 経歴書の提出をもって,単位を認定する。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか,長期インターンシップの実施に関し必要な事項は,本研究科部会において協議の上,別に定める。

附則

この要項は、令和6年7月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。